

## 薩摩千竈氏再考

Revisiting Chikama Family in Medieval Satsuma  
TANAKA Hiroki

田中大喜

はじめに

一九六六年の五味克夫氏による「千竈文書」の紹介<sup>(1)</sup>以来、千竈氏は、鎌倉期日本の「南の境界領域の領主」として一躍学界にその名が知られるようになった。現在、「千竈文書」は二十四点(うち系図が二点)を数え、そのうち十一点が中世文書となるが、なかでも千竈氏が「南の境界領域の領主」であることを明示する嘉元四年(一一三〇六)四月十四日付千竈時家処分状に注目が集まり、これまで本処分状の検討を通じて鎌倉期の千竈氏存在形態や権益の内実について分析が深められてきた<sup>(4)</sup>。

「千竈文書」の中世文書には、本処分状と同年月日付で作成され、その内容と深く関わる時家の譲状二点も残されているが、これら三点を除くといずれも南北朝～室町期の文書となる。しかしながら、鎌倉期の三点の文書と比べると、これらほど興味深い内容を持つていとはいいがたい。そのためであろうか、南北朝～室町期の「千竈文書」を検討して当該期の千竈氏について追究した研究は、管見の限り見当たらない。

それは、鎌倉期の千竈氏について追究するなかで、「千竈氏は平山を中心に室町時代までもかく勢力を維持していたものらしい」<sup>(5)</sup>や、「千竈氏は内乱の過程で小領主へとやせ細っていき、室町前期には守護島津氏の分家筋である薩州島津氏に臣従して川辺郡を離れていってしまう」<sup>(6)</sup>といった具合に、見通しの言及されるにとどまっている状況にある。

しかし、鎌倉期の文書に比べると内容が見劣りするとはいえ、南北朝～室町期の文書が現存している以上、これらの文書の分析を通して当該期の千竈氏具体相を追究することは可能であり、かつ必要と考える。幸い、近年新名一仁氏の研究<sup>(7)</sup>によって、千竈氏の主筋にあたる島津氏の動向を軸に南北朝～室町期における南九州の政治史研究が急速に進展した。そこで本稿では、この研究成果と関連づけながら南北朝～室町期の「千竈文書」を分析することで、当該期の千竈氏存在形態ならびに動向を明らかにし、右の先行研究の見通しを検証してみたい。

なお、千竈氏には、少弐氏の被官として活動した筑前国の千竈氏と、得宗被官として活動した薩摩国の千竈氏の二系統がいたことが知られて

いる。<sup>(8)</sup> 本稿が取り上げる千竈氏は後者となるが、後述するように、正確にいうと薩摩国の千竈氏は、同国河辺郡平山村を本拠地として同地に根付いた、時家の三男熊夜又丸に始まる。「千竈文書」を伝えたのは、この熊夜又丸を始祖とする薩摩国の千竈氏となる。<sup>(9)</sup> そこで本稿では、これを薩摩千竈氏と呼称し、考察対象とすることを付言しておく。

### 一 鎌倉期の薩摩千竈氏

最初に本章では、本稿の目的にアプローチするための前提として、鎌倉期の薩摩千竈氏の存在形態について考察する。嘉元四年四月十四日付千竈時家処分状が具体的な検討素材となるが、冒頭で述べたように、本処分状はすでに多くの先行研究によって検討が積み重ねられてきている。そこで本章では、これらの先行研究の成果に多くを学びつつ、薩摩千竈氏の始祖となった熊夜又丸の存在形態に焦点を絞って検討したい。

まずは時家の処分状を掲げよう。しかし、本処分状は時家の子息・子女・妻を対象とした長文の史料のため、熊夜又丸に関わる部分のみを掲げ、内容全体については【表】にまとめた。熊夜又丸は、時家からいかなる所領を相続したかを検討することで、その存在形態を明らかにしてみたい。

#### 【史料1】「千竈文書」<sup>(10)</sup>

ゆつりわたす そふんの事  
合

【表】 千竈時家処分状内容

| 被処分者名 | 処分所領地名      | 職名           | 区分 | 内訳                                    |
|-------|-------------|--------------|----|---------------------------------------|
| 貞泰    | 薩摩国河辺郡      | 地頭御代官職并郡司職   | 村  | 神殿・清水・宮下・野間・石走・久辺田・田辺・田辺田・楠原の大久保・宮・鹿籠 |
|       |             |              | 津  | 坊津                                    |
|       |             |              | 用作 | 烏帽子田島・板添竹田前・鍛冶屋側                      |
|       |             |              | 島  | 口五島・わさの島・喜界島・大島                       |
|       |             |              |    |                                       |
|       | 駿河国浅服荘内北村郷  | 郷司職          |    |                                       |
|       | 常陸国若杜郷      | 三分一地頭御代官職    |    |                                       |
|       | 尾張国千竈郷いはくに方 | 地頭職か         |    | 田島・屋敷                                 |
| 経家    | 薩摩国河辺郡      |              | 村  | 小野・永田・地子・下山田                          |
|       |             |              | 津  |                                       |
|       |             |              | 用作 | 松木田                                   |
|       |             |              | 島  | 永良部島                                  |
|       | 尾張国千竈郷いはくに方 |              |    | 田島                                    |
| 熊夜又丸  | 薩摩国河辺郡      |              | 村  | 野崎・平山・上山田                             |
|       |             |              | 津  | 大泊津                                   |
|       |             |              | 用作 | 平山                                    |
|       |             |              | 島  | 七島                                    |
|       |             |              |    | 尾張国千竈郷いはくに方                           |
| 女子姫熊  | 薩摩国河辺郡      |              | 村  | 古殿村半分                                 |
|       |             |              | 津  |                                       |
|       |             |              | 用作 | 大くたり                                  |
|       |             |              | 島  | 徳之島（一期後は貞泰分）                          |
| 女子弥熊  | 薩摩国河辺郡      |              | 村  | 古殿村半分                                 |
|       |             |              | 津  |                                       |
|       |             |              | 用作 | 宮下しやうくわう房跡の田                          |
|       |             |              | 島  | 屋久島下郷（一期後は貞泰分）                        |
| 弥熊母   | 薩摩国河辺郡      |              | 村  | 清水・宮下（一期後は貞泰分）                        |
|       |             |              | 津  |                                       |
|       |             |              | 用作 | 上山田藪田（一期後は貞泰分）                        |
|       |             |              | 島  |                                       |
| 烏丸女房  | 駿河国浅服荘内北村郷  | 郷司職（一期後は貞泰分） |    |                                       |

註：所領名の漢字表記は、村井章介「中世国家の境界と琉球・蝦夷」を参照した。



規模の大きい薩摩国河辺郡に本拠地を据えたと推測される。

熊夜又丸が河辺郡に得た所領は、村・津（港湾）・用作・島の四要素から構成されたことが知られるが、【表】を見ての通り、これは基本的に時家のほかの子息・子女・妻にも共通するものである。ここで注意すべきは、夙に村井章介氏や黒嶋敏氏が指摘しているように、領主直営田である用作を除くと、村・津・島はいずれも領域的な土地そのものではなく、上納の単位として理解するべきという点である。つまり、熊夜又丸をはじめとする千竈氏は、河辺郡地頭代官職・郡司職に付随する権益として、村・津・島からあがる収益の一部を徴収していたと考えられるのである。

それでは、熊夜又丸をはじめとする千竈氏は、これらの収益をどのようにして得ていたのだろうか。この点に関して、村井氏と黒嶋氏の見解を異にしている。すなわち、村井氏は千竈氏が河辺郡現地にあつて村や島からの貢納や津料の徴収を管掌することで収益を得ていたと見るのに対し、黒嶋氏は現地でこれらを管掌していたのは本来の郡司である河辺氏であり、従属度の強い得宗被官だった千竈氏は在地性が弱く、その上部構造として収益を得ていたと捉えるのである。<sup>(13)</sup> 鎌倉期を通じて、河辺郡には郡司職を失ったものの在来勢力の河辺氏が健在だったことが明らかにされている<sup>(14)</sup>ことを踏まえると、黒嶋氏の見解の方が妥当と考えられる。

しかしながら、黒嶋氏のように千竈氏全員を在地性が希薄な存在と捉えることは難しいと考える。なぜならば、鎌倉で得宗被官としての仕事をこなしていた徴証を得られるのは嫡子の貞泰と次男の経家という事実<sup>(15)</sup>に鑑みると、千竈氏全員を均しく在地性が希薄な存在と捉える必然性はないと考えられるからである。つまり、鎌倉で得宗に仕えていたために河辺郡の在地性が弱かったという千竈氏の存在形態は、基本的に家督（嫡子）である故入道殿・時家・貞泰ならびに経家にあてはまるものであり、熊夜又丸については彼らと同様に理解する必要はないと考えられ

るのである。ここで、鎌倉幕府の御家人となった武士団は、京都や鎌倉での活動と全国に散在する所領の経営とを一族・家人が分業することで成り立たせていたことを想起すると、千竈氏の存在形態もこうした武士団の分業体制に即して理解するのが至当と考えられよう。すなわち、千竈氏のなかで嫡子の貞泰と次男の経家は鎌倉に常駐して得宗被官としての活動を担う一方、庶子の熊夜又丸は河辺郡に常駐してその経営<sup>(17)</sup>村や島からの貢納や津料の徴収の管掌に携わったと考えられるのである。

このような熊夜又丸の存在形態は、彼が河辺郡に得た所領の重要性からも指摘できると考える。すなわち、熊夜又丸が河辺郡のなかで本拠地とした所領は用作分が設定された平山村だったが、ここは河辺郡の中心に近い要地と指摘される場所である。<sup>(18)</sup> 熊夜又丸はまた、河辺郡に設定された二つの津のうち、一方の大泊津を所領としたが、これは貞泰が相続した坊津とセットとなり、処分状に記載された南西諸島へ往來する船の一時停泊地として、さらには硫黄島から産出された硫黄を搭載した船の帰港地として使用されたと見られる。<sup>(19)</sup> そして、熊夜又丸は南西諸島のうち七島を所領としたが、これは現在のトカラ列島の主要な七つの島（口之島・中之島・臥蛇島・平島・諏訪之瀬島・悪石島・宝島）を指すと考えられている。<sup>(20)</sup> 七島に関して注目すべきは、ここには戦国期に薩琉間の交易を担う「七島衆」や「七島船」の存在が確認されており、「琉球貿易を指向する薩摩の権力者にとつて、七島の支配は重要な位置を占めていた」と指摘されている点である。<sup>(21)</sup> この指摘を踏まえると、おそらく十四世紀初頭においても、七島には河辺郡と南西諸島との交易を担う同様の集団が存在し、南西諸島との交易に占める七島の重要性は変わらなかったと推測できよう。

このように見ると、熊夜又丸が河辺郡に得た所領は、いずれも千竈氏が河辺郡の経営を遂行するうえで重要な位置を占めるものばかりであることに気がつく。したがって、熊夜又丸は河辺郡にこのような重要な所

領を相続した以上、収益のみを獲得する存在だったとは考えにくく、現地に常駐してその経営に携わったと考えられるのである。このことを暗示するのが、貞泰に「わさのしま」が譲与されたものの、熊夜又丸にはそれを含む「七嶋」が譲与されたという事実である。すなわち、貞泰に譲与された「わさのしま」は、七嶋の一つの臥蛇島と見られること<sup>(22)</sup>から、熊夜又丸への譲与分は実質的に六嶋となる。しかし、それにも関わらず「七嶋」とされたのは、これがたんなる上納の単位ではなく、七嶋を拠点とする商人を介した南西諸島との交易に関わる権利をも含意していたからだと考えられよう<sup>(23)</sup>。すると、熊夜又丸への七嶋譲与からは、熊夜又丸が七嶋（実質的には六嶋）から収益を得るだけでなく、河辺郡に常駐して南西諸島との交易に関与した様相が見取れると考えるのである。

このように考えると、熊夜又丸は三男であるものの、その地位は時家の三人の子息のなかで嫡子の貞泰に次ぐものだったと捉えられる<sup>(24)</sup>。だが、この点に関して次男の経家は、貞泰が相続した「屋敷」と並ぶ、本領千竈郷の支配拠点と目される「地頭垣内」を相続したこと<sup>(25)</sup>から、むしろ経家の方が貞泰に次ぐ地位にあったと見ることもできる<sup>(26)</sup>。しかしながら、千竈郷の地頭垣内を経家へ譲与することを記した時家の譲状は、現在、「千竈文書」に伝わっているのに対し、千竈郷の所領を熊夜又丸へ譲った時家の譲状はそこに伝わっていない。村井氏は、この事実から、後日経家と熊夜又丸とが千竈郷の所領を交換した可能性を指摘している<sup>(27)</sup>が、首肯すべき見解だろう。すると、千竈郷の地頭垣内は最終的に熊夜又丸が相続したことが知られ、千竈郷の相続形態からも、熊夜又丸が貞泰に次ぐ地位にあったと見ることの妥当性が確認できよう。おそらく貞泰と熊夜又丸は同母兄弟であり、熊夜又丸は貞泰のスペアとなつて千竈氏の惣領権を共有しえた「特別な舎弟」だったと考えられる<sup>(28)</sup>。

千竈氏のなかで熊夜又丸が河辺郡に常駐してその経営に携わったことを契機として、熊夜又丸は河辺郡に根ざした勢力となり、南西諸島との

交易にも深く関与するようになったと考えられる。ただし、千竈氏は外来勢力である点に鑑みると、その河辺郡経営のあり方については、村井氏のように在来勢力である河辺氏の存在を捨象して理解することは適当でない<sup>(29)</sup>と考える。熊夜又丸が河辺郡の経営を円滑に遂行するためには、黒嶋氏が指摘するように、河辺氏との提携が不可欠だったと考えるのが至当である。すなわち、熊夜又丸は得宗家の権威を背景に河辺郡に臨んだものの、南西諸島との交易を含むその経営は、河辺氏の協力を得ることではじめて円滑に遂行できたと考えられるのである<sup>(30)</sup>。こうして熊夜又丸は、次第に河辺郡のローカルに根を張った領主となり、河辺氏との上下構造を希釈化させていったと考えられ、ここに薩摩千竈氏が成立したと捉えられよう<sup>(31)</sup>。後掲する【史料3】には、熊夜又丸（本阿）が「薩摩国住人」を称したことが確認できるが、これはこうした実態を表している<sup>(32)</sup>と見られる。南北朝期以降の薩摩千竈氏の実相は、同氏を河辺郡のローカルに根を張った領主と捉える観点から追究することで明らかになると考えられるのである。

## 二 南北朝～室町期の薩摩千竈氏

次に本章では、薩摩千竈氏を河辺郡のローカルに根を張った領主と捉える観点から「千竈文書」を分析し、南北朝～室町期における同氏の存在形態と動向について追究する。先行研究が見通すように、果たして薩摩千竈氏は南北朝内乱のなかで「小領主へとやせ細って」いったのか、史料に即して検証してみよう。

### 1 南北朝期の薩摩千竈氏

鎌倉幕府の倒壊に伴う得宗家の滅亡は、河辺郡の領有秩序を変更させる契機となった。すなわち、河辺郡の地頭職と郡司職は「得宗跡」と把握され<sup>(32)</sup>、建武政権によって没収されることになったのである。それで

は、没収された河辺郡の地頭職と郡司職を、建武政権から給付されたのはいったい誰だったのだろうか。それは、次の史料から知覧氏と考えられる。

【史料2】「日当山士谷山文書」<sup>(33)</sup>

御感 綸旨所望輩事

(中略)

一、属鮫島又二郎入道蓮宗

(手一族以下輩脱カ)

同駿河権守

家政

同掃部助

家業

(中略)

②河辺大舍人允

家通

樋口又次郎

忠吉

(中略)

一、①知覧出羽入道覚善、去年夏比死去畢、然覚善之跡出河辺郡三分二并本領知覧院半分者、譲与嫡子讚岐忠元<sup>(一)</sup>、相残分河辺<sup>(二)</sup>

三分・知覧半分者、譲与女子平氏女々<sup>(三)</sup>、随与令扶持一族以下

軍勢、致忠節候、仍御感綸旨所望仕候、充彼女子無相違之様、可有申御沙汰候、

(中略)

一、属矢上高純手一族以下輩

(中略)

矢上四郎左衛門尉 宗純

同彦五郎入道

覚澄

(中略)

②河辺縫殿允

重通

上野平八

貞通

(中略)

一、属鳥津道忍手一族以下輩

鳥津兵衛三郎

久実

同彦三郎

久末

(中略)

③近竈彦六入道

本阿

以上百八十三人

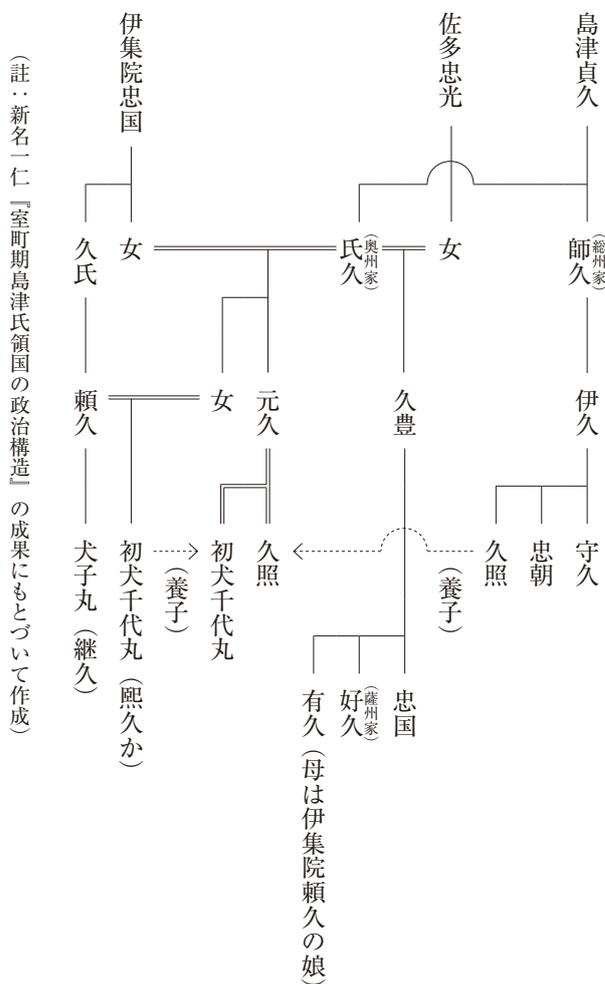
(中略)

右、交名注文如此、

林鐘吉日

この史料は、興国三年（一三四二）五月に薩摩国に下向した南朝の征西將軍宮懐良親王の麾下に入つて感状を申請した、武士・祈禱僧の交名と目されている<sup>(34)</sup>。傍線部①を見ると、知覧覚善は去年夏頃の死去に際し、河辺郡三分の二と知覧院半分を嫡子の忠元に、残りの河辺郡三分の一と知覧院半分を女子に譲与したことが確認でき、興国二年までに知覧氏は河辺郡を所領としていた事実が知られる。鎌倉期の河辺郡は、承久の乱まで地頭職は鳥津氏、郡司職は河辺氏が保持していたが、それ以降は得宗家が両職を保持し、やがて郡司職は被官の千竈氏に与えられた<sup>(35)</sup>。したがって、鎌倉期に知覧氏が河辺郡を所領としていた事実は認めがたく、知覧氏が河辺郡を所領としたのは得宗家の滅亡後のことと考えられる。右の史料から、知覧氏は南朝方に与したことが知られるので、知覧氏は得宗家の滅亡により建武政権から河辺郡を給付されて所領としたと考えられるのが妥当だろう。右の史料からはまた、知覧氏は河辺郡全体におよぶ権益を保持した様子がうかがえることから、具体的には河辺郡の地頭職・郡司職を給付されたと考えられる<sup>(36)</sup>。

得宗家の滅亡後、河辺郡の地頭職・郡司職は知覧氏が保持したと考えられる。このことを踏まえたうえで、右の史料で注目すべきは、傍線部



【図2】 島津氏関係系図

③に見えるように薩摩千竈氏の本阿(後述するように熊夜又丸と同人と見られる)も知覧氏と同じく南朝方に与したという事実である。というのも、主家の滅亡により、千竈氏嫡流家は河辺郡の地頭代官職と郡司職を失い、これに伴って薩摩千竈氏も河辺郡の経営に携わる根拠を失ったわけだが、それにも関わらず、薩摩千竈氏はその原因を作った建武政権(南朝)側に与したからである。これは、いかなる事情を表すのだろうか。このことを考えるうえで注目されるのは、傍線部②に見えるように河辺氏も南朝方に与したという事実である。すなわち、前章で述べたように、鎌倉末期から薩摩千竈氏(熊夜又丸)は河辺郡に常駐して、河辺氏との提携のもとその経営に携わるようになったと考えられる。すると、こうした河辺氏との提携関係に規定されて、薩摩千竈氏も南朝方に与し

たと推測されよう。この推測が妥当だとすると、一三三〇年代には、薩摩千竈氏は河辺氏との上下構造を希釈化させていた様相が看取できる。こうして建武政権成立後の薩摩千竈氏は、新たに地頭職・郡司職という河辺郡全体におよぶ権益を獲得した知覧氏のもとで、鎌倉末期に時家から相続した所領の維持を図る一領主になったと見られる。

さて、懐良の下向により、薩摩国は南朝方の一大拠点となった。島津氏のなかでは、有力庶子家の伊集院氏が南朝方に与したこともあり、懐良を擁する南朝勢力は北朝方に与した島津本宗家との戦いを優位に進めた。承久の乱まで河辺郡の地頭職を保持していた島津本宗家は、建武三年(一三三六)に足利尊氏から同職を返付されたことから、特に知覧氏にとつて島津本宗家との戦いは、河辺郡の支配をかけた戦いになったと見られる。ところが、観応二年(一三五二)のい

わゆる正平一統を受けて、島津本宗家は懐良に帰順することになった。そしてこれを機に、島津貞久の子氏久(島津奥州家の祖)と伊集院忠国の娘とが結婚し、島津本宗家と伊集院氏との和睦Ⅱ連携が成立したと見られている。こうして薩摩国における南北朝の戦争はひとまず終結し、河辺郡の支配をめぐる知覧氏と島津本宗家との競合関係もひとまず止揚したと考えられるが、ここから薩摩千竈氏は存亡の危機に晒されていくことになる。

【史料3】「千竈文書」<sup>(4)</sup>

薩摩国住人千竈彦六左衛門入道本阿謹言上、  
欲早<sup>(初)</sup>御注進、下賜重 令旨、当国河辺  
郡内平山村并久辺田両村間事

副進

一通 令旨案 興国七年八月廿七日<sup>(一三四六)</sup>

右、件平山・久辺田両村者、去興国七年八月廿七日<sup>(一三四六)</sup>為兵糧料所下賜令旨、于今当知行無相違之処、今月十六日阿多鮫嶋掃部助家成被返付、平山村可知行之由、<sup>(一三四六)</sup>使者令申之同廿九日条、存外之次第也、然者下賜<sup>(一三四六)</sup>令旨、為弥忠節、恐々言上如件、

正平十一年七月 日<sup>(一三五六)</sup>

千竈本阿が懐良に対し、河辺郡平山・久辺田両村の知行を認める旨の令旨を改めて発給するように求めた申状である。この本阿は、【史料2】に現れる本阿と同一と見られるが、平山村を知行しており、かつ年代的に見ても、熊夜又丸と同一と捉えるのが至当と考えられる<sup>(42)</sup>。

この史料を見ると、本阿は興国七年八月二十七日に平山・久辺田両村を「兵糧料所」として懐良から安堵されていたが、正平十一年七月十六日に隣接する阿多郡南方の領主だった鮫島家成が平山村の「返付」を認められたことを受けて、改めて平山・久辺田両村を安堵するように訴えたことがわかる。鮫島氏が平山村の「返付」を認められたということは、平山村の知行に関する何かしらの由緒を持っていたことを示している。もともと鮫島氏は、駿河国に出自を持つ東国武士だったが、治承・寿永内乱に際し平家方に与した阿多宣澄の跡を襲って阿多郡地頭となり、鎌倉初期段階から現地に入部していたと考えられている。鮫島氏は、阿多郡地頭として現地に入部するにあたり、同郡の郡司として残存した阿多氏（宣澄の子孫）の協力を得るべく姻戚関係を結び、密接な関係を築いたことが明らかにされているが、阿多氏は本拠地の阿多郡のみならず河辺郡をも支配下に入れていたとの指摘に鑑みると、鮫島氏は阿多氏との婚姻を機に平山村の知行に関する由緒を獲得したと考えられよう。また、鮫島氏は阿多氏以外の薩摩平氏一族とも婚姻関係を結んだことが知られているが、そのなかの一人に河辺氏がいたことに着目すると、河辺氏と

の婚姻を機に由緒を獲得したとも考えられよう。いずれにせよ、阿多氏や河辺氏と密接な関係を築いた鮫島氏が、河辺郡に何かしらの権益を有していたことは決して不思議ではないと考えられる。したがって、鮫島氏がかつて獲得した由緒に権益をもとに平山村の「返付」を求め、薩摩千竈氏の所領の押領を企てたと理解できるが、それは薩摩国の政治状況とどのように関連しているのだろうか。

正平十一年時、正平一統の破綻を受けて薩摩国では、再び南朝方と北朝方との戦争が勃発していた。北朝方に付いた島津本宗家は南朝方に押され、貞久と嫡子の師久（島津総州家の祖）は居城（木牟礼城か）に立て籠もって動けない状態にあった。島津本宗家は劣勢に立たされて河辺郡に閑与できなくなったわけだが、これに伴い鮫島氏と密接な関係を持つ知覧氏<sup>(43)</sup>が河辺郡を掌握する状況になったと考えられる。鮫島氏は、こうした政治状況を利用して、薩摩千竈氏所領の押領を企てたと見られよう。

押領の対象となった平山村は薩摩千竈氏の本拠地だったことに着目すると、鮫島氏は薩摩千竈氏を河辺郡から追い落とす意図を持っていたと考えられる。こうした鮫島氏の攻撃は、薩摩千竈氏が河辺郡のローカルに根を張った領主になっていたことを示すものであり、かつそれに伴う軋轢<sup>(44)</sup>所領紛争と捉えられよう。これに対して薩摩千竈氏は、一三六〇年代には同じ南朝方だった伊集院氏の被官になっていた様子が確認できるので、伊集院氏を後ろ盾にして対抗しようとしたと考えられる。前掲した【史料2】を見ると、薩摩千竈氏は島津道忍<sup>(45)</sup>伊集院忠国<sup>(46)</sup>の配下に入っていたことが知られるが、鮫島氏との所領紛争を契機に伊集院氏との関係を強め、主従関係を結ぶに至ったと見られる。両者の軋轢はやがて武力衝突へと展開していく。

【史料4】「千竈文書」<sup>(51)</sup>

薩摩国河辺郡内平山村并久恵田村両所事

〔本領〕<sup>(異筆)</sup>

右依被致忠節、為給分所宛行也、早任先例、可有知行之状如件、

永徳元年十一月十九日

伊久

(花押)

千竈尾張守殿

島津総州家の伊久(師久の嫡子)が、本阿の曾孫にあたると目される千竈久家<sup>(52)</sup>に対して発給した所領の宛行状である。これを見ると、久家は「忠節」の見返りに、伊久から平山・久恵田(久辺田)両村を「給分」として給付されたことが知られる。平山・久辺田両村は、【史料3】にも見えるが、鎌倉末期以来薩摩千竈氏が相続してきた本領ともいえるべき所領である<sup>(53)</sup>。したがって、本来ならば本領安堵を受けるべき所領であり、「給分」として給付されるようなものではないと考えられる。ところが、実際のところこれらの所領が「給分」として扱われたという事実は、当時の薩摩千竈氏がこれらの所領を失っていたことを示していると理解できよう。前述したように、薩摩千竈氏は鮫島氏と平山村をめぐって抗争していたが、結局これを退けることができず、久辺田村とともに失ってしまったのだろう。そのため、これらの所領を回復するべく、北朝方から薩摩国守護職・河辺郡地頭職を与えられていた島津総州家とも主従関係を結んで「忠節」を尽くしたと考えられるが、この「忠節」とは、次の史料から島津総州家・奥州家と「薩摩南方一揆人々」との合戦に関するものであったことが判明する。

【史料5】「称寝文書」<sup>(54)</sup>

薩摩南方一揆人々参御方候間、日出候て、京都<sup>(55)</sup>も申て候へハ、思外<sup>(56)</sup>伊久致合戦候、言語道断事候、重ていましめつかハし候也、若猶伊久不退候ハ、これより一揆中を可合方候、(中略)玄久<sup>(57)</sup>・伊

久等が進退ハ、今年中の振舞<sup>(58)</sup>よりてきた候へく候間、それにつけても、かやうの人々をハ、あいたかひに御合力あるへく候、よく御堪忍候て、事のやうを御らん候へく候、恐々謹言、

霜月十五日

了俊(花押)

称寝殿

九州探題の今川了俊が、大隅国称寝院の領主である称寝久清に宛てた書状である。本史料の年次比定について、『南北朝遺文九州編』の編者は康暦二年(一三八〇)としているが、新名氏によって永徳元年であることが明らかにされている<sup>(55)</sup>。周知の通り、永和元年(一三七五)の小弐冬資謀殺事件(水島事件)を機に、それまで良好だった了俊と島津総州家・奥州家の両島津家との関係は対立・抗争へと転じ、永和五年(一三七九)三月の日向国筑原(都城)合戦で了俊は両島津家に大敗を喫した<sup>(56)</sup>。そこで了俊は、態勢を立て直しを図るべく、「薩摩国の本宮方の人々」・「薩摩国南郡人々」<sup>(58)</sup>との連携を画策したが、本史料に見える「薩摩南方一揆人々」も、その内容からこれらと同一実態を指していると判断される。

傍線部を見ると、了俊は念願叶って「薩摩南方一揆人々」が味方に付いたことを喜ぶ一方、島津氏久・伊久(両島津家)が「薩摩南方一揆人々」に対し合戦を仕掛けたことに憤っていることがわかる。このことから、永徳元年十一月に両島津家と「薩摩南方一揆人々」との間で合戦が勃発したことが知られるが、この時期は【史料4】の発給時期と一致することが確認できる。したがって、【史料4】に見える「忠節」とは、両島津家と「薩摩南方一揆人々」との合戦に際し、薩摩千竈氏が島津総州家に従って戦ったことを示すものであることが判明するのである。前述したように、これにより薩摩千竈氏は鮫島氏に奪われた平山・久辺田両村の回復を目指したと考えられるが、「薩摩南方一揆人々」との合戦はまさにこの目的にかなうものだったことが、次の史料から知られる。

【史料6】「入来院文書」<sup>(59)</sup>

①薩摩国河辺庄地頭職事、雖預置谷山・鮫島等、②為恩賞地、守護人代々安堵之上者、任御下文旨、渋谷・車内相共令遵行伊久代、可執進請取、至谷山・鮫嶋等者、以替地可申行上者、先可去退之由、可被仰也、仍事書一通遺之状如件、

永徳二年五月卅日

渋谷清敷殿

沙弥(今山下俊花押)

了俊が薩摩国入来院の領主である渋谷重頼に対して発給した書下である。傍線部①を見ると、了俊は島津総州家の所領である「河辺庄地頭職」を谷山氏・鮫島氏たちに預け置いていた事実が知られる。実は、前年正月に了俊は島津総州家の薩摩国の所領を闕所化して預け置くことを、「薩摩南方一揆人々」に対して約束していた<sup>(60)</sup>。すると、ここで「河辺庄地頭職」を預け置かれた谷山氏・鮫島氏たちこそが、「薩摩南方一揆人々」と判明しよう。谷山氏は薩摩平氏一族であり、河辺氏や知覧氏と同族だった。また、鮫嶋氏とも婚姻関係を結んでおり、密接な関係を有していた。

このことから「薩摩南方一揆人々」の内実とは、谷山氏・河辺氏・知覧氏などの薩摩平氏一族およびこれと密接に結びついた鮫島氏と捉えられる。「薩摩南方一揆人々」の内実がこのようなものとすると、薩摩千竈氏は島津総州家に従って彼らとの合戦に勝利すれば、鮫島氏に奪われた所領を回復できると考えても不自然ではないだろう。薩摩千竈氏は、両島津家と「薩摩南方一揆人々」との合戦を所領回復の絶好の機会と捉え、島津総州家に従ってこれに参戦したと考えられるのである。

しかし、薩摩千竈氏のこの目論見は、思うように運ばなかったと見られる。というのも、【史料4】で確認したように、薩摩千竈氏の所領回復は、島津総州家から「給分」の給付という形式を取られてしまい、平山・

久辺田両村は島津総州家の所領に組み込まれてしまったからである。また、【史料6】の傍線部②に見えるように、了俊は、「河辺庄地頭職」は「恩賞地」として「守護人」＝島津総州家が代々安堵されているため、「御下文旨」の通りに伊久の代官に遵行するように命じるとともに、「薩摩南方一揆人々」に対して「替地」を用意するので「去退」くように命じた。これは、島津総州家所領の闕所化方針の転換であり、「薩摩南方一揆人々」の切り捨てを意味することに他ならない<sup>(63)</sup>。そのため、両島津家と「薩摩南方一揆人々」との合戦はその後も続き<sup>(64)</sup>、【史料4】の実効性さえも疑わしくなったからである。

両島津家と「薩摩南方一揆人々」との合戦の結末は、明らかにならない。だが、応永三十二年(一四二五)頃に島津奥州家によって作成されたと推定されている河辺郡知行目録<sup>(65)</sup>には、郡内十八か村の知行者のなかに薩摩千竈氏を見つめることができない。一方、このなかには鮫島氏も見つけることができないが、知覧氏・別府氏といった薩摩平氏一族の姿を確認できるため、両島津家との合戦後も「薩摩南方一揆人々」の権益が維持されたことが知られる<sup>(66)</sup>。このことから、薩摩千竈氏の所領回復の目論見は最終的に失敗に帰したことが知られよう。

応永八年(一四〇二)に勃発した両島津家の内訌により島津総州家は没落したため、これを機に薩摩千竈氏は島津総州家との主従関係を解消し、伊集院氏との主従関係に一元化したと考えられる。河辺郡知行目録には、野崎村・清水村・神殿村・野馬(野間)村・古殿村が伊集院氏の所領として見えるが、おそらく薩摩千竈氏はかつて熊夜又丸が相続した野崎村を伊集院氏から給地として与えられて存続したと推測される。先行研究が見通した通り、得宗家の滅亡により河辺郡の経営に携わる根拠を失った薩摩千竈氏は、薩摩国の南北朝内乱のなかで本領と呼ぶべき所領さえも失い、「小領主へとやせ細って」いたのである。ただし、それは薩摩千竈氏がもともと在地性が弱い存在だったからではない。鎌倉末期以降、

薩摩千竈氏は、河辺氏との上下構造を希釈化させて河辺郡のローカルに根を張った領主になったがゆえに、周囲の領主Ⅱ在来する薩摩平氏一族および鮫島氏との間で軋轢が生じ、その果てに小領主化したのである。<sup>(68)</sup>

## 2 薩摩千竈氏の存在意義

薩摩千竈氏は、薩摩国における南北朝内乱のなかで小領主化してしまっただが、これにより存在意義までが失われたわけではなかった。このことは、次の史料を起点に導き出せる。

### 〔史料7〕「千竈文書」

鳴津御庄薩摩方河辺郡内之内今田八町事、依為由緒所宛行也、早任先例、不可有相違領知状如件、

永享七年五月廿二日

好久（花押）

近問尾張守殿

〔近問伊豆守殿〕

島津奥州家の好久（氏久の孫）が、千竈尾張守に対し所領を給付した書下である。永享四年（一四三二）、奥州家当主だった好久の兄忠国に反発する伊集院氏を中心とした薩摩半島の国人たちが「国一揆」を起した<sup>(70)</sup>ことを受け、奥州家では忠国が好久に守護権限を暫定的に委譲して、その鎮圧に対処することになった。<sup>(71)</sup>これを踏まえると、本史料は好久が薩摩国守護の立場から発給したものと理解できる。

本史料を見ると、好久は薩摩千竈氏に対し、かつてその本拠地が置かれていた平山村の東に接する今田村に所領を与えたことがわかる。今田村は久辺田村のなかに開かれた新開田をもとに成立した村と考えられており、薩摩千竈氏はかつての本領に所領を与えられたことが知られる。<sup>(72)</sup>

本史料には「依為由緒所宛行也」と見えるが、これはそうした事情を示していると考えられる。

さて好久は、かつての本領に所領を給付することで薩摩千竈氏を奥州家方へ誘引しようとしたと見られるが、このことは薩摩千竈氏が伊集院氏の有力な支持勢力の一つと認識されたことを意味しよう。本領さえ失った小領主だったにも関わらず、薩摩千竈氏がどのように認識されたのは、いったいなぜだろうか。それはおそらく、薩摩千竈氏が伊集院氏のもとで南西諸島との交易実務を管掌していたためと考えられる。

すなわち、応永八年に勃発した両島津家の内訌に際し、奥州家（元久）の外戚としてこれに与した伊集院氏は、河辺郡に攻め込んで総州家から坊津と泊津の「両津」を奪取<sup>(73)</sup>し、さらに「五嶋」と「七嶋」の南西諸島をも支配下に置いたと目される<sup>(75)</sup>。これにより、伊集院氏は南西諸島との交易を行うようになったと考えられるが、実際、その様子を示す次のような史料を見出すことができる。

まず、『満濟准后日記』には右に述べた「国一揆」に関わる記述が見られるが、そこには「島津惣領」（奥州家）と「島津庶子伊集院」（伊集院氏）との合戦により、幕府が奥州家に命じていた遣明船に搭載するための硫黄十五万斤の調進が難しくなったと見える<sup>(76)</sup>。これは、伊集院氏が硫黄の産出地である「五嶋」の一つの硫黄島と、硫黄が運び込まれる河辺郡の坊津・泊津を掌握していたためと考えられる。次に、『朝鮮王朝実録』には、伊集院頼久が一四〇六年～一五年にかけて朝鮮に遣使して貿易を行っていた記事が見えるが、特に一四〇六年には「蘇木百斤」を朝鮮国王に献上したことが確認できる<sup>(78)</sup>。蘇木は東南アジアの産物であるから、頼久はおそらく「七嶋」の商人を介し琉球経由で入手したものと思われる。

これらの史料から、伊集院氏は坊泊両津ならびに五嶋と七嶋を支配下に置いたことで、南西諸島との交易を行っていた様子がうかがえよう。

しかし、伊集院氏にはそれまで河辺郡において南西諸島との交易に関与した形跡が見当たらないことから、これをいきなり自らの手によって行うことは難しかったと考えられる。そこで注目されるのが、被官の薩摩千竈氏の存在である。すなわち、薩摩千竈氏はかつて坊泊兩津と五島・七島を所領として、河辺郡において南西諸島との交易に携わってきたという実績を有しており、そのノウハウを保持・蓄積してきたと推測される。そこで伊集院氏は、この薩摩千竈氏に交易実務を管掌させること<sup>(79)</sup>で、南西諸島との交易を行うことができたと考えられよう。

このように薩摩千竈氏は、河辺郡における南西諸島との交易実務を管掌することで伊集院氏を支えたと見られ、これが好久に薩摩千竈氏を伊集院氏の有力な支持勢力の一つと認識させる要因になったと考えられる。確かに薩摩千竈氏は小領主化してしまっただが、南西諸島との交易に開くノウハウを保持・蓄積してきたことで存在意義までを失うことはなかった<sup>(80)</sup>のであり、むしろこれにより河辺郡の支配者にとって有用な存在になったと見られよう。

【史料7】が発給された翌年、奥州家と伊集院氏との和睦が成立し、「国一揆」は鎮静化することになった。しかしその後、当初の予定通り守護への復帰を図る忠国と、それを拒む好久との間で内訌が勃発した<sup>(80)</sup>。その際、伊集院氏および好久による切り崩し工作の対象となった薩摩千竈氏をはじめとする薩摩半島の国人たちは、好久の支持勢力となって忠国方と抗争した。

忠国と好久の内訌は、忠国方の軍事的優勢のもと文安五年（一四四八）に和睦が成立し、忠国の復帰が確定した。しかし、好久は薩摩国南部の河辺郡と加世田別符、さらに同国北部の和泉郡・山門院・阿久根院の領有を認められ、御一家中最大の勢力と家格を維持することになった。宝徳二年（一四五〇）には、伊集院氏が奥州家の征討を受けて没落したため、ここに薩摩千竈氏は伊集院氏との主従関係を解消し、以後、好久⇨島津

薩州家の被官として存続することになった<sup>(81)</sup>。このことは、薩州家もまた、河辺郡の支配に際し薩摩千竈氏の有用性を認めたことを示すものといえる。室町期の薩摩千竈氏は、河辺郡の小領主でありながらも、同郡における南西諸島との交易に関わるノウハウの保持・蓄積によって存在意義を発揮したのだった。

### おわりに

以上、本稿では、近年の南北朝～室町期の南九州政治史研究の成果と関連づけながら「千竈文書」を分析し、当該期の薩摩千竈氏の存在形態ならびに動向を追究した。本稿が明らかにした内容をまとめると、次のようになる。

鎌倉期に河辺郡地頭の得宗家の代官かつ同郡の郡司として河辺郡に関わりを持った千竈氏は、時家の庶子であり、かつ嫡子貞泰の「特別な舎弟」だった熊夜又丸が分業体制の一環として河辺郡に常駐し、その経営⇨村や島からの貢納や津料の徴収の管掌に携わるようになった。ただし、熊夜又丸の河辺郡経営は、同郡の本来の郡司だった河辺氏の協力を得ることを不可欠としていた。こうして熊夜又丸は、次第に河辺郡のローカルに根を張った領主となり、河辺氏との上下構造を希釈化させていき、ここに薩摩千竈氏が成立した。

鎌倉幕府の滅亡により、河辺郡の地頭職と郡司職は知覧氏に与えられ、薩摩千竈氏はそのもとで時家から相続した所領の維持を図る一領主になった。これにより薩摩千竈氏は、周囲の在来する領主⇨薩摩平氏一族および鯨島氏との間で所領紛争を起こすようになり、やがてそれは島津総州家・奥州家と「薩摩南方一揆人々」⇨薩摩平氏一族および鯨島氏との合戦と結びつくに至った。薩摩千竈氏は総州家に従って参戦し、「薩摩南方一揆人々」に押領された本領の回復を目指した。しかし、この薩摩千竈氏の目論見は失敗に帰し、それを実現することはできなかった。

薩摩千竈氏は、「薩摩南方一揆人々」との抗争を通して伊集院氏と総州家の双方と主従関係を結んだが、後者は十五世紀初頭の奥州家との内訌に敗れて没落したため、伊集院氏との主従関係に一元化し、同氏から河辺郡に給地を与えられて存続する小領主となった。しかし薩摩千竈氏は、それまで保持・蓄積してきた河辺郡における南西諸島との交易のノウハウによって、伊集院氏のもとで南西諸島との交易実務を管掌し、これを支えたのだった。

十五世紀半ばに伊集院氏が奥州家の征討を受けて没落すると、薩摩千竈氏は新たに河辺郡の支配者となった島津薩州家に仕えた。十五世紀後半以降、薩州家は薩摩半島南部の主要な港を支配したことで、南九州の海上交通に影響力を持つ存在になったとい<sup>(82)</sup>う。薩摩千竈氏はこれにどのように関わったのか、残念ながら「千竈文書」にはこの具体的な様相を示す文書が残されていないため不明だが、その南西諸島との交易に関わるノウハウを活かして、これらの港湾管理に携わったものと推測される。薩州家における薩摩千竈氏の役割と活動について究明するためには、室町〜戦国期の南九州に関わる文書を広く精査して、検討することが必要となろう。今後の課題として、ひとまず擱筆したい。

註

- (1) 五味克夫「長島千竈文書」(『鹿兒島中世史研究会報』二号、一九六六年)。  
 (2) 『鹿兒島県史料 旧記雜録拾遺家わけ六』(鹿兒島県、一九九六年)所収「千竈文書」(以下、「千竈」と略称)参照。なお、本稿で取り上げる「千竈文書」の文書名は「千竈」の通りではなく、筆者の判断で適宜改めている。  
 (3) 「千竈」一二号〜一四号の某坪付は、中世文書の可能性があるが、年月日が不詳のため除いた。  
 (4) 瀬野精一郎「鎮西における東国御家人」(同「鎮西御家人の研究」吉川弘文館、一九七五年、初出一九六二年)、石井進「九州諸国における北条氏所領の研究」(同「石井進著作集第四巻 鎌倉幕府と北条氏」岩波書店、二〇〇四年、初出一九六九年)、江平望「得宗領薩摩国河辺郡について」(『鹿兒島中世史研究会

- 報』三六号、一九七六年)、小田雄三「嘉元四年千竈時家処分状について」(『年中世史研究』一八号、一九九三年)、五味克夫「中世の河邊郡と河邊氏」(『川辺町文化財調査報告書』(4) 清水磨屋仏群)川辺町教育委員会、一九九七年)、村井章介「中世国家の境界と琉球・蝦夷」(同「日本中世境界史論」岩波書店、二〇一三年、初出一九九七年)、黒嶋敏「海の武士団」(講談社、二〇一三年)、同「鎌倉幕府と南の境界」(藤原良章編「中世人の軌跡を歩く」高志書院、二〇一四年)。  
 (5) 五味克夫前掲註(4)論文五十六頁。  
 (6) 黒嶋敏前掲書一四一〜一五頁。  
 (7) 新名一仁「室町期島津氏領国の政治構造」(戎光祥出版、二〇一五年)。  
 (8) 筑前国の千竈氏については、小田雄三前掲論文がその存在を指摘している。  
 (9) 「千竈文書」の南北朝〜室町期の文書に一貫して現れる所領は河辺郡平山村だが、これは時家の処分状では熊夜又丸分として見える。村井章介前掲論文は、この点に着目して、現在「千竈文書」を伝える千竈家は熊夜又丸の子孫と指摘している。  
 (10) 嘉元四年四月十四日付千竈時家処分状(「千竈」一号、「鎌倉遺文」(以下、「鎌」と略称)二二六〇八号)。なお、現在、長島町歴史民俗資料館に寄託されている「千竈文書」は、二〇一九年三月十二日に原本を調査する機会を得た。調査に際し、長島町教育委員会の水口大地氏にご高配を賜った。記して謝意を表す。  
 (11) 時家は処分状と同年月日付けで、前者の所領を内容とする熊夜又丸に宛てた讓状を作成したが、その袖には北条貞時の外題安堵が据えられた(「千竈文書」嘉元四年四月十四日付千竈時家讓状、「千竈」三号、「鎌」二二六一〇号)。先行研究が指摘する通り、このことから前者の所領が得宗領であることが判明する。  
 (12) 村井章介前掲論文、黒嶋敏前掲書・前掲論文。  
 (13) 黒嶋氏は、こうした理解にもとづき、「千竈氏は内乱の過程で小領主へとやせ細って」いくという見通しを導き出している。  
 (14) 五味克夫前掲註(4)論文。なお、江平望前掲論文は、河辺氏が承久の乱に際し京方に与したために河辺郡郡司職を失ったと推測している。  
 (15) 貞泰については「円覚寺文書」徳治二年(二二〇七)五月日付円覚寺毎月四日大齋番文(「鎌」二二九七八号)、経家については「親玄僧正日記」永仁二年(二二九四)四月十九日条(『中世内乱史研究』一六号、一九九五年)参照。  
 (16) 処分状に見える、貞泰・経家・熊夜又丸の祖父に当たるこの人物は、年代的に見て千竈氏が河辺郡で活動していたことを示す初見史料でもある、「台明寺文書」弘安二年(二二七九)四月十一日付六波羅御教書案(「鎌」一三五五〇号)の宛所の「千竈六郎入道」に相当すると考えられる。ここで六郎入道は、六波羅探題が硫黄島に配流となっていた殺害人に尋問するため、その身柄の「守護」と京都への送進を命じられている。しかし、六郎入道はこの任務のために一時的

- に河辺郡に下っただけで、日常的には鎌倉に滞在していたと考えられる。
- (17) さしあたり、拙稿「武士団結合の複合的展開と公武権力」(拙著『中世武士団構造の研究』校倉書房、二〇一一年、初出二〇〇七年) 参照。
- (18) 村井章介前掲論文参照。なお、現南九州市川辺町大字野崎字馬場田に所在する馬場田遺跡からは、それまで鹿児島県内では確認されていなかった、十三〜十四世紀代を中心とする中国・国内産の陶磁器等の優品がまぎって出土している。これら出土遺物の年代と、遺跡が所在する大字野崎は熊夜又丸が相続した野崎村に該当すると見られることから、馬場田遺跡は薩摩千竈氏の居館跡の可能性が指摘されている。この点に関して、第二章で述べるように、薩摩千竈氏は薩摩国の南北朝内乱のなかで野崎村を給地として支配する小領主になったと考えられるので、馬場田遺跡はおそらく十四世紀末以降の薩摩千竈氏の居館跡の可能性が高いように思われる。馬場田遺跡については、上田耕「馬場田遺跡の紹介」(『薩南文化』二号、二〇一〇年) 参照。
- (19) 柳原敏昭「中世前期南九州の港と宋人居留地に関する一試論」(同『中世日本の周縁と東アジア』吉川弘文館、二〇一一年、初出一九九九年) は、中世前期に坊津が南九州地域最大の貿易港であったことを示す文献史料や考古資料上の微証が得られないことから、「坊津は海外交易の拠点というよりも、海外へ渡航するさい、あるいは帰航したさいの一時的停泊地として使用された港とするのが妥当」(八十五頁) と指摘している。本稿では、この柳原氏の指摘を踏まえつつも、硫黄が日宋貿易以来主要な輸出品になっていた事実と、坊津と大泊津が硫黄を産出した硫黄島の最寄りの港であった点と鑑み、このように理解したい。なお、柳原氏は、薩摩国阿多郡の万之瀬川河口部を中世前期の当該地域における中心的な交易港と捉え、薩摩千竈氏もここを拠点に南西諸島との交易に携わっていたと想定している。
- (20) 村井章介前掲論文参照。
- (21) 紙屋敦之「亀井琉球守考」(同『幕藩制国家の琉球支配』校倉書房、一九八九年、初出一九八七年) 一二七頁。
- (22) 橋本雄「中世の喜界島・南西諸島・環シナ海世界」(池田榮史編『喜界島研究シンポジウム 古代・中世のキカイガシマ資料集』、二〇〇五年) 参照。なお、村井章介「中世日本と古琉球のはざま」(同前掲書、初出二〇〇八年) によると、琉球に至る通交ルートを掌握するに際し、臥蛇島は特に重要な位置にあったという。この指摘を踏まえると、臥蛇島は七島の中核となる島であり、特に収益が大きかったと見られ、それゆえ嫡子の貞泰が相続したと考えられよう。
- (23) この点に関して、屋良健一郎「中世後期の種子島氏と南九州海域」(『史学雑誌』一一一―一一二号、二〇一二年) は、戦国期に七島を拠点とする商人の船が薩琉間を往来していた実態を踏まえて、「その(七島の)一筆者註」商人との交易、あるいはその商人を介しての琉球貿易など、貿易に関する権利が、七島知行(「廻船知行」)によって得られた(四頁) と指摘している。
- (24) 後掲の【史料3】を見ると、南北朝期の熊夜又丸(本阿)は久辺田村を知行していたことが知られる。時家の処分状では、これは嫡子の貞泰の所領とされていることから、熊夜又丸は十四世紀半ばまでに嫡子の所領の一部を相続した様子うかがえる。このことも、熊夜又丸は時家の子息のなかで貞泰に次ぐ地位にあったことを示唆しよう。
- (25) 「千竈文書」嘉元四年四月十四日付千竈時家讓状(「千竈」二号、「鎌」二二六〇九号)。なお、「地頭垣内」について、「千竈」二号は「ふとうのきうち」と翻刻しているのに対して、「鎌」は「ちとうかきうち」と翻刻している。この点に関して、鈴木勝也「中世尾張千竈氏に関する一考察」(『皇學館論叢』四三―一四号、二〇一〇年) は、原本の画像から後者の妥当性を指摘している。筆者も原本調査と意味内容から、鈴木氏の指摘に賛同する。
- (26) 鈴木勝也同右論文は、「経家が『地頭垣内』の継承者として千竈郷の地に居住し、在地での得分徴収に関わった」(十四頁) と指摘している。
- (27) 村井章介前掲論文。
- (28) 時家の処分状を見ると、貞泰が相続した河辺郡内の清水村と宮下村は「母一この、ち」と註記され、この両村は弥熊母に処分されたことがわかる。このことから、貞泰の母は処分状で弥熊母と呼ばれた女性であることが判明するが、熊夜丸の母もこの女性と考えられる。
- (29) 特別な舎弟については、拙稿「南北朝期武家の兄弟たち」(前掲拙著、初出二〇〇五年) 参照。なお、植田真平「『一腹兄弟』論」(佐藤博信編『中世東国の社会と文化』岩田書院、二〇一六年) は、惣領権を共有する嫡子とその特別な舎弟は、同母兄弟の関係において成立したことを指摘している。
- (30) 『吾妻鏡』文治三年(一一八七) 九月二十二日条には、前年に河辺通綱が「貴海島」に渡ったという情報を聞いた源頼朝が、天野遠景に対して同島に隠居する義経の与同者を追討するように命じたことが見える。「貴海島」は、硫黄島あるいは喜界島、あるいは九州島と奄美大島との間の海域を意味するとも指摘されているが、いずれにせよこのエピソードからは、河辺氏が南西諸島への海上交通を熟知していた様子うかがえる。熊夜又丸が河辺郡の経営を円滑に遂行するために、河辺氏が同郡の郡司として蓄積してきたはずのこのような現地情報が必要だったと考えられるのである。この点に関して、川合康「治承・寿永の内乱と地域社会」(同『鎌倉幕府成立史の研究』校倉書房、二〇〇四年、初出一九九九年) は、東国武士の地頭支配は荘園制支配の在地実務を担った「案内者」の社会的機能に依存したことを指摘しているが、熊夜又丸にとって河辺氏は、この「案内者」に相当する存在だったと考えられる。

- (31) 黒嶋敏前掲書・前掲論文は、得宗被官であるとともに「北の境界領域の領主」として千竈氏と存在形態を類似させる陸奥国の安藤氏を、津軽半島西海岸のローカルに根を張った領主と捉えている。本稿は、薩摩千竈氏に関して、河辺郡に常駐して河辺氏との上下構造を希釈化させていくなかで、安藤氏と同様の存在になった理解するものである。
- (32) 「二階堂文書」観応三年（一三五二）正月二十一日付足利直冬下文（『南北朝遺文九州編』以下、『南九』と略称）三三二七号。
- (33) （興国三年（一三四二）カ）六月吉日付御感諭旨所望輩注文（『鹿児島県史料旧記雑録前編一』（鹿児島県、一九七九年）二五八三号）。
- (34) 新名一仁「南北朝期島津奥州家の大隅・日向進出とその論理」（同前掲書、初出二〇一〇年）の註（15）参照。
- (35) 江平望前掲論文参照。
- (36) 「指宿文書」建徳元年（一三七〇）十一月二十一日付征西將軍宮令旨写（『南九』四八四六号）によると、覚善の孫にあたる知覧忠泰は、懐良から「薩摩国知覧院并河辺郡」の安堵を受けたことが知られ、この史料からも知覧氏が河辺郡全体におよぶ権益を保持した様子がうかがえる。
- (37) ただし、「蒲池文書」建武元年（一三三四）六月二十七日付観忍奉書（『南九』七二二号）から、貞泰と目される千竈六郎左衛門入道が建武政権から「河辺郡内黒嶋郡司職」の返付を受けたことが確認できるので、権益の一部は返還されたことが知られる。
- (38) 建武政権がもとの河辺郡の郡司だった河辺氏に同郡の郡司職を返付しなかった理由は、明らかにならない。しかし、知覧氏と河辺氏はともに薩摩平氏の同族だったことから、河辺氏は知覧氏とともに南朝方に与したと見られる。
- (39) 以下の薩摩国および島津本宗家の政治動向については、新名一仁前掲論文による。
- (40) 「島津文書」建武三年三月十七日付足利尊氏袖判下文案（『南九』四八六号）。
- (41) 正平十一年（一三五〇）七月日付千竈本阿申状（千竈四号、『南九』三八八号）。
- (42) この点は、村井章介前掲論文も指摘している。
- (43) 鮫島氏が獲得した阿多郡地頭職の実体については、清水亮「鎌倉幕府の九州支配と薩摩平氏」（入間田宣夫編『兵たちの時代Ⅰ 兵たちの登場』高志書院、二〇一〇年）参照。
- (44) 柳原敏昭「薩摩国阿多郡地頭鮫島氏系譜考」（同前掲書、初出二〇〇七年）参照。
- (45) 柳原敏昭前掲註（19）論文参照。
- (46) 「鮫島氏古系図」（『鹿児島県史料集（Ⅶ）』（鹿児島県立図書館、一九六九年）所収「薩摩国阿多郡史料」一五四号）には、鮫島家景に「母川辺二郎左衛門景道女」、同景宗（家景の子）に「川辺之内大迫村名主」との註記が見える。ただし、
- (47) 五味克夫前掲註（4）論文が指摘するように、家景の父家高と景通の娘との婚姻は年代が合わないと思われる、系図の情報が錯綜している様子がうかがえる。
- (48) 前述したように、島津貞久と師久は北朝方に立って南朝方と交戦したが、氏久は延文五年（正平十一年）に南朝方に帰順し、大隅国への進攻を開始した。したがって、この氏久の動向を見ても、正平十一年時点の島津本宗家は河辺郡に与できなかったことが確認できる。
- (49) 前掲註（36）史料を見ると、知覧忠泰が懐良から知覧院と河辺郡を安堵されたことを受けて、鮫島下野守が指宿忠勝とともに使節となって遵行を命じられたことが確認できる。永井英治「南北朝・室町期の権力と紛争解決」（『歴史学研究』八四六号、二〇〇八年）によると、使節遵行は当事者と使節の一揆的關係を前提として機能したというが、この指摘を踏まえると鮫島氏と知覧氏は密接な関係にあったと指摘できよう。
- (50) 「千竈文書」天授元年（一三七五）十二月二日付伊集院久氏名字状（千竈六号、『南九』五二六〇号）。
- (51) 五味克夫前掲註（4）論文参照。
- (52) 永徳元年十一月十九日付島津伊久書下（千竈一七号、『南九』五六九五号）。
- (53) 「平氏系図」（千竈一四号）には、「本阿」の註記がある筆時の曾孫に「尾張守」の註記がある久家を確認できる。【史料4】の千竈尾張守は、前掲註（49）史料で伊集院久氏から偏諱を受けた久家に該当すると考えられ、年代的に見て本阿の曾孫と判断される。したがって、「平氏系図」の記載は、本阿と久家の世代関係については信用できると判断されるが、本系図の使用にあたっては慎重な検討が必要とされると考える。たとえば、「千竈文書」文安元年（一四四四）十一月二十日付千竈久家等連署寄進状（千竈一一号）にも「千竈尾張守久家」を確認でき、ここには父親と目される「千竈常因」の名前も確認できる。この寄進状に見える久家は、【史料4】の千竈尾張守と同一と捉えるわけにはいかず、両者は同名の別人と考えるべきである。しかし「平氏系図」には、久家の父（本阿の孫の行家に「法名常因」との註記が見える。これは、「平氏系図」の作成者が二人の尾張守久家の存在に気づかず、右の寄進状をもとに系図を作成したために生じた誤記と考えられる。このように「平氏系図」は、慎重な検討のうえに使用するべきと考えるのである。
- (54) 原本を確認すると、「給分」のうえに「本領」が異筆で重ね書きされていることがわかる。これがいつの時点のものになるかは不明だが、薩摩千竈氏が平山・久恵田（久辺田）両村を「本領」と認識していたことを示すものと見られる。
- (55) （永徳元年）十一月十五日付今川了俊書状（『南九』五六二五号）。
- (56) 新名一仁「康暦・永徳期の南九州情勢」（同前掲書、初出二〇〇四年）。

- (57) 「祢寢文書」(康暦二年)七月十四日付今川了俊書状(「南九」五六一一号)。
- (58) 「祢寢文書」(永徳元年)正月二十七日付今川了俊書状(「南九」五四四二号)。
- (59) 永徳二年五月三十日付今川了俊書下(「南九」五七二二号)。
- (60) 前掲註(58)史料。なお、この史料には、島津奥州家の氏久に「治罰」を加えるので「御合力」すれば、「薩摩南方一揆人々」の所領を安堵するとも記されている。これらの了俊の施策が、両島津家と「薩摩南方一揆人々」との合戦の背景と考えられる。
- (61) 「鯨島氏古系図」。
- (62) これは、前掲註(40)史料や、「島津文書」延文元年(一三五六)八月六日付足利義詮袖判下文(「南九」三八九二号)を指すものと思われる。
- (63) この背景には、【史料6】が発給された時点で両島津家が北朝方に帰順していたことがあった。すなわち、新名一仁前掲註(55)論文によると、伊久と氏久は永和三年秋に北朝方に帰順し、氏久は翌年春に離叛したものの、永徳元年十月に再び北朝方に帰順したという。
- (64) 「入来院文書」(永徳二年)八月十二日付今川了俊書状(「南九」五七三二号)。
- (65) 「長谷場文書」(応永三十二年カ)七月十日付河辺郡知行目録(鹿兒島県史料旧記雑録拾遺家わけ五)(鹿兒島県、一九九五年)所収「長谷場文書」五三三号。
- (66) 「薩摩南方一揆人々」の権益は「御屋形之御知行之村」に含まれているので、河辺郡知行目録に見える薩摩平氏一族は島津奥州家の被官になった人びととわかる。おそらく両島津家との合戦により、「薩摩南方一揆人々」のなかにはその被官となった者も現れたのであり、それにより彼らは河辺郡に権益を維持できたのだらう。
- (67) 両島津家の内訌については、新名一仁「応永期における島津奥州家の領国拡大と政治構造」(同前掲書)参照。
- (68) 「千竈文書」には、康応二年(一三九〇)六月十八日付伊道・増勝連署売券(「千竈」八号、「南九」六一三〇号)と、明徳五年(一三九四)正月十一日付三郎左衛門証文(「千竈」九号)の二通の土地売買に関する文書がある。前者は本銭返の形態でおそらく籠村の土地が、後者は年利売の形態で平山村の土地が千竈氏に売却されたことが知られる。このような土地集積の様相も、千竈氏が小領主化した姿を表すものと捉えられよう。
- (69) 永享七年五月二十二日付島津好久書下(「千竈」一〇号)。なお、宛所は「近間尾張守」と「近間伊豆守」になっているが、原本を見ると、後者は異筆で後から書き加えられたものと判断される。なお、「阿多文書」永享九年五月二十八日付島津忠国書下(鹿兒島県史料旧記雑録拾遺家わけ七)(鹿兒島県、一九九八年)所収「阿多文書」五号を見ると、この文書で千竈尾張守に与えられた所領は、二年後に島津忠国が阿多龜徳に与えていることが確認できる。これは、後述す
- る忠国と好久の内訌の勃発に伴い、忠国が好久方に付いた薩摩千竈氏の所領を否定したことを意味する。
- (70) この薩摩国「国一揆」の実態と展開の様相については、新名一仁「永享・文安の薩摩国「国一揆」」(同前掲書、初出一九九九年)参照。
- (71) 新名一仁「嘉吉・文安の島津氏内訌」(同前掲書、初二〇〇一年)参照。
- (72) 『日本歴史地名体系第四七巻 鹿兒島県の地名』(平凡社、一九九八年)の「今田村」参照。
- (73) 新名一仁前掲註(71)論文によると、好久は薩摩千竈氏以外の伊集院氏与党の国人(多くは薩摩半島の諸領主)に対しても同様の文書を発給しており、積極的な所領給付によって伊集院氏の支持勢力の切り崩しを図ったことが知られる。
- (74) 「山田聖来自記」(鹿兒島県史料集(Ⅷ)所収)、「島津元久譜」(鹿兒島県史料旧記雑録前編二)(鹿兒島県、一九八〇年)五一号)参照。
- (75) 「大崎士人伊集院文書」永享七年(一四三五)六月三十日付島津好久書下(鹿兒島県史料旧記雑録前編二)(一七五号)には、好久が敵対する伊集院熙久の弟犬子丸を自陣へ誘引するべく、「長門入道方知行并五嶋・七嶋・坊泊津」を除いた河辺郡の所領を「料所」として「闕所次第」に与えることが記されている。除外された所領のうち、前者は河辺郡知行目録に「長州」・「長門殿」と見える奥州家被官の今給黎久俊の所領と見られるのに対し、後者は伊集院熙久の所領と考えられる。なぜならば、前述したように「坊泊津」は伊集院氏が総州家から奪取した所領であり、かつ永享八年八月十日付島津好久書下(鹿兒島県史料旧記雑録拾遺家わけ四)(鹿兒島県、一九九四年)所収「種子島家譜」九号)には「薩摩国川辺郡内七嶋伊集院知行分嶋」二と見え、「七嶋」に伊集院氏の知行分があったことが知られるからである。
- (76) 『満濟准后日記』永享四年七月十二日条。
- (77) 伊藤幸司「硫黄使節考」(西山美香編『アジア遊学』132 東アジアを結ぶモノ・場』勉誠出版、二〇一〇年)は、日明貿易における硫黄はすべて薩摩国の硫黄島と豊後国の硫黄山から調達され、前者が圧倒的に多かったと指摘している。
- (78) 『太宗実録』六年十一月丁巳条。この史料については、荒木和憲氏のご教示を得た。
- (79) 応永十七年(一四一〇)、奥州家の元久は有力御一家・国衆・御内を率い、大量の唐物を携えて上洛を果たした。この様子については、関周一「唐物の流通と消費」(同「中世の唐物と伝来技術」吉川弘文館二〇一五年、初出二〇〇二年)に詳しいが、これによると、この唐物には中国産と思われる緞子・毛氈・染付鉢や、麝香・沈香・南蛮酒・砂糖が含まれており、これらは琉球から入手した物資と推測されている。すると、これらの入手には、当時、南西諸島との交易を行っていた伊集院氏の果たした役割が大きかったと考えられ、薩摩千竈氏もそのも

とで多大な貢献を果たしたと推測できよう。ただし、黒嶋敏前掲論文が指摘するように、南九州と南西諸島との交易ルートは複数存在しており、伊集院氏が掌握する河辺郡の交易ルートはそのなかの一つにすぎない。したがって、南西諸島との交易における伊集院氏と薩摩千竈氏の存在・役割を過大に評価することは控えるべきと考える。

(80) 忠国と好久の内訌の詳細については、新名一仁前掲註(71)論文参照。

(81) 【史料7】は、薩州家との主従関係の発端を示す史料として、「千竈文書」に残されたと考えられよう。

(82) 屋良健一郎前掲論文参照。

(国立歴史民俗博物館研究部)

(二〇二〇年七月九日受付、二〇二〇年一〇月一六日審査終了)